

臨床心理士・公認心理師による保育士等の心のケア事業 Q & A

○共通事項

設問番号	質問	回答
1	保育士等の心のケア事業とはどのような事業ですか。	この事業は、保育士等が安心して生き生きと仕事を続けることができるように、保育士等の心理的ケアや保育施設等の管理者のマネジメント向上を支援することを目的としています。 ①保育士等が個人で臨床心理士・公認心理師と相談を行える個人向けの事業と、②臨床心理士・公認心理師が保育施設等へ訪問し、施設長等の管理者も含めてマネジメント等に関する相談を行える施設向けの事業の2つを実施します。
2	事業は誰が使うことができますか。	岐阜県内の保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所（居宅訪問型を除く）、認可外保育施設、放課後児童クラブに勤務し、保育業務等に携わる職員及びこれらの施設の施設長等管理者が使うことができます。保育業務等に携わる職員であれば、バスの運転手や調理員、看護師等も対象になります。
3	事業の受付期間はいつまでですか？	通年受付です。 ※予算上限に達し次第、受付を停止します。
4	相談の流れを教えてください。	まず、利用したい相談事業それぞれの申し込みフォームから申し込みをお願いします。その際希望の日時、場所をご記入いただきますので、その希望を踏まえ、対応可能な臨床心理士・公認心理師を選定し、日程及び場所の調整を行ったうえで、相談を実施します。
5	申し込みの際に必要なものはありますか。	日程調整等のご連絡をさせて頂くため、日中連絡可能な電話番号及びメールアドレスのご準備をお願いします。
6	相談事業はすぐ利用することができますか？	申し込み後に臨床心理士・公認心理師との日程調整や、場所の確保を行いますので、2週間程度時間が必要になります。 希望する日程がある場合は遅くとも2週間前までにはお申し込みください。
7	相談は無料で使えますか。	相談事業は、1年度につき1人あたり2回まで無料でご活用いただけます。 ※相談者ご本人の相談実施場所までの交通費については自己負担となります。
8	相談の際の持ち物はありますか。	本人確認のため、運転免許証等、身分を証明できる書類をお持ちください。 また、より円滑に相談を開始するため、申込ページに掲載されている自己チェック表を事前に記入し、お持ちください。
9	本事業で想定する相談内容はどのようなものですか？	職場での人間関係の悩み、心理的不安に起因する体調不良、仕事と家庭の両立についてなどを想定しています。
10	放課後児童クラブの補助員も対象ですか。	補助員も対象です。
11	放課後児童クラブについて、場所は公共施設以外の施設の中や事務所等でも可能ですか。	カウンセリングを行うことができる部屋が確保できれば、公共施設以外の施設、事務所も可能です。

臨床心理士・公認心理師による保育士等の心のケア事業 Q & A

○個人向け相談について

設問番号	質問	回答
1	個人向け相談はどのような事業ですか。	保育士等個人の心の悩みの軽減を目的とし、保育士等個人と臨床心理士・公認心理師が1対1で相談を行う事業です。
2	個人向け相談はいつ、どこで行うのですか。	相談者が希望する日（土日祝、年末年始、OKBふれあい会館休館日を除く）、時間（夕方也可）、場所にて実施します。 専用の申込フォームにて、希望の日時、場所をご記入いただきます。 ※臨床心理士・公認心理師や場所の都合上、全ての希望には沿えない場合もございます。
3	相談時間の目安はどのくらいですか。	1回あたり60分を目安としてお考えください。
4	勤務する施設で相談することは可能ですか？	勤務する施設を相談会場として使用することが可能であるか、勤務時間内に相談が可能であるかは、施設長にご相談ください。
5	勤務施設には相談内容や相談したこと自体を知られたくないのですが、秘密は守られますか？	相談利用者が施設への伝達を希望しない限りは、勤務する施設に対し相談内容を伝えることはありません。
6	1人につき2回までとのことですが、もっと相談したいです。	無料でご相談いただけるのは、1年度につき2回（施設向け相談分を含む）までです。有料でも相談したいという場合は、臨床心理士・公認心理師に確認が必要です。子育て人材支援センターまでお問い合わせください。

○施設向け相談について

設問番号	質問	回答
1	どのような事業ですか。	臨床心理士・公認心理師が施設へ訪問し、施設長等管理者（以下、管理者）からのヒアリング及び勤務する職員の悩み相談を行い、それらを踏まえ可能な範囲で管理者へフィードバックを実施することで、管理者のマネジメント力の向上、さらには施設全体のメンタルヘルスの向上を図ることを目的としています。
2	相談できる職員数に上限はありますか。	1年度ごと1施設につき2回まで。1回につき最大3名とさせていただきます。他にも相談したい職員がいる場合は個人向け相談の利用をご検討ください。 ※3名の中に管理者自身を含めることも可能です。
3	何回でも利用することができますか。	予算に限りがあり、可能な限り多くの施設に利用していただきたいため、1年度ごと1施設につき2回限りとさせていただきます。
4	相談の流れ、時間の目安はどのようなものですか	はじめに管理者へヒアリング（20分程度）を実施し、その後、職員の相談（最大3名、1人あたり50分程度）を実施します。最後にそれらを踏まえ可能な範囲で管理者へフィードバックを実施します（相談者数×10分程度）。
5	相談で話したことはすべて管理者に報告されるのでしょうか。	相談者が管理者に話してよいと許可した内容のみ伝えます。 内容については、臨床心理士・公認心理師がカウンセリングの中で相談者に確認を行います。
6	管理者以外でも申込みできますか。	申込みは可能ですが、施設に訪問することになりますので、管理者の了承を得たうえでご利用ください。
7	法人で申込みをして複数の保育施設等の職員の相談はできますか。	施設単位でお申込みください。
8	1施設につき2回までとのことですが、もっと相談したいです。	無料でご相談いただけるのは、1年度につき2回（個人向け相談分を含む）までです。有料でも相談したいという場合は、臨床心理士・公認心理師に確認が必要です。子育て人材支援センターまでお問い合わせください。
9	ストレスチェックの活用についても相談できますか。	ご利用いただけます。申込時の「相談を希望する職員」の欄に、相談する管理職の方のお名前をお書きください。

令和8年4月1日版